

正誤表

『旧法公的年金の解説』について、下記のとおり誤りがありました。お詫びするとともに訂正いたします。

	訂正前の記述	訂正後の記述
15 頁	(2) 通算対象期間	
	③ 被用者年金制度の遺族年金の受給権者期間	④ 被用者年金制度の遺族年金の受給権者期間 <u>(20歳から59歳までの期間に限る。)</u>
	④ <u>国民年金の学生等(適用除外)の期間(20歳から59歳までの期間)のうち、国民年金に任意加入しなかった期間</u>	削除
	【注】 任意加入者で、保険料を納付した場合は①の期間になります。	【注】 前記(①～④)の期間中に任意加入し、保険料を納付した場合は①の期間になります。
15 頁 { 16 頁	(4) 昭和61年4月1日改正以後の「合算対象期間」との相違点	
	通算通則法による「通算対象期間」は、「合算対象期間」となりましたが、いわゆる「カラ期間＝受給資格期間」の範囲が拡大され、年金権に結びつきやすくなりました。従来の通算対象期間より次の点が拡大されました。	通算通則法による「通算対象期間」は、「合算対象期間」となりましたが、いわゆる「カラ期間＝受給資格期間」の範囲が拡大され、年金権に結びつきやすくなりました。従来の通算対象期間より次の点が拡大されました。 <u>ただし、施行日(昭和61年4月1日)以降に受給権者となる場合であっても旧法適用者には、次の合算対象期間は適用されません。</u>
	① 脱退手当金の受給済期間	① 脱退手当金の受給済期間 <u>(昭和36年4月1日以後の60歳未満の期間で、かつ昭和61年4月1日から64歳までに保険料納付済期間又は保険料免除期間を有することになった場合に限る。)</u>
	② 日本国籍者の海外在住期間	② 日本国籍者の海外在住期間 <u>(20歳から59歳までの期間に限る。)</u>
	③ 在日外国人の国民年金未加入期間(昭和57年1月前の期間)	③ 在日外国人の国民年金未加入期間 <u>(昭和57年1月前の期間で、かつ、20歳から59歳までの期間に限る。)</u>
	④ 永住資格者となった外国人の海外在住期間	④ 永住資格者となった外国人の海外在住期間 <u>(20歳から59歳までの期間に限る。)</u>
	追加	⑤ 平成3年3月31日以前の学生等(国民年金適用除外)の期間 <u>(20歳から59歳までの期間)のうち、国民年金に任意加入しなかった期間</u>
追加	⑥ <u>国会議員のため国民年金に加入できなかった期間(60歳未満の期間に限る。)</u> 。なお、昭和55年4月1日以後は国民年金に任意加入の道が開かれましたが、あえて任意加入しなかった期間	
101 頁	3 特例遺族年金 (平成25年8月 正誤表追加)	
	(3) 施行日	
	昭和40年6月1日	昭和51年10月1日
104 頁	(5) 通算遺族年金 (平成25年8月 正誤表追加)	
	追加	⑤ 施行日 昭和51年10月1日